(株) ガイア 最良執行方針

この最良執行方針は、暗号資産交換業者に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令 (以下「府令」といいます。) 第23条第2項第2号イの規定に従い、お客さまにとって最 良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。

なお、当社では以下の 4 つの暗号資産に対して、ただ 1 つの取引形態を取扱っており、 いずれの暗号資産についても、お客さまのご指示に沿って注文を執行します。

暗号資産名	取引形態
ビットコイン※1	・暗号資産両替機(GAIABTM)における暗号資産/日本
イーサリアム※2	円ペアの店頭取引 (当社とお客さまの相対取引)
ビットコインキャッシュ※3	
ライトコイン※4	

※1 以下「BTC」といいます。

※2 以下「ETH」といいます。

※3 以下「BCH」といいます。

※4 以下「LTC」といいます。

以下、取引形態の特徴やリスク等を記載しますので、その内容をよくご確認のうえ、お客 さまご自身のご判断のうえでのお取引をお願い申し上げます。

(1) 暗号資産両替機(GAIA BTM)における店頭取引(以下「両替機」といいます。)

両替機は、当社が提示した価格で当社自身がお客さまの相手方となり、お客さま保有暗号 資産の買取を行い、対価としての円貨額をお支払いする取引を成立させる店頭取引です。当 社では、公正な価格を安定的にお客さまへ提示できるよう当社が取扱う各暗号資産につい ては、当社が相当と認める単一又は複数のマーケットメイカーから配信されている価格を そのまま「取引レート」(利用規約第1条(11)に定義)として提示しています。尚、両替 手数料(利用規約第1条(12)に定義)は、お客様が払出を希望する日本円金額に当社設定 手数料率を乗じた値であり、この両替手数料を払出希望円貨額に加算した値を取引レート で除した暗号資産数量を送付して頂くことにより徴求させて頂きます。当社はお客さまか ら買取した暗号資産を纏めて他の暗号資産交換業者を通じて売却の執行を行うことで、お 客さまとの利益相反を防止するよう努めております。

両替機のメリットは、お客さまは当社が提示する暗号資産の買取価格で即時に円転取引 を成立させて円貨現金を入手することができることです。また、シンプルな取引方法である ため、取引スピードを優先するお客さまには適しております。

両替機のデメリットは、マーケットが大きく変動する局面等では、当社が相当と認める単一又は複数のマーケットメイカーから配信されている価格をそのまま「取引レート」(利用規約第1条(11)に定義)として提示したものの、お客さまにご提示する買取価格のベースとなる、マーケットメーカーから配信される価格に関するお客さまが負担するコストに相当するスプレッド(売値り価格・買い価格の差)が拡大する傾向があることです。これは暗号資産両替サービスを提供する会社である当社においてのみ発生する事象ではなく、いずれの暗号資産取引所に於いても見られる事象です。

(2) 現在値(両替機での提示価格と取引所での気配値・取引成立状況)の確認

両替機の利用者画面のページに、一般社団法人 日本暗号資産取引業協会 (JVCEA) が提供する府令第 23 条第 2 項第 1 号イ (2) に規定する最新の参考価格へのリンクを設けておりますので、あわせてご利用ください。

当社は、利益相反の防止のため、当社内でディーリングを行っておりません。マーケットメイカーが提示する価格と、他の取引所における取引実勢価格との比較を通じて、常時、マーケットメイカーが提示する価格の適切性に関する検証を行うことで、お客さまへ提示する取引価格の健全性を確保しています。

また、お客さまが他の暗号資産交換業者と並行して当社をご利用になる場合においても、 価格の適正性・取引コスト・執行スピード・執行可能性の観点において、より利用者本位の サービスをご提供できるようサービス品質の改善、更なる流動性の確保、システムの堅牢 性・サイバーセキュリティ体制の強化をはかってまいります。

以上